

所沢市公共施設太陽光発電設備設置事業に係る
官民対話実施要領

1. 調査の目的

市では、2050年までに脱炭素社会を実現するため、所沢市脱炭素社会を実現するための条例において再生可能エネルギー等の普及に関する施策の推進を基本的施策として定めています。

当該施策の一環として、設計、施工、維持管理業務等を含む包括リース方式による16の公共施設への太陽光発電設備の導入を検討しています。そこで、民間事業者の視点から、参入障壁となりうる事項の確認やリスク分担の考え方に係る意見を募集し、適切なプロポーザル実施手法を検討するため、官民対話を実施します。

なお、本官民対話に伴い公表する内容は、今後実施する公共施設太陽光発電設備設置事業に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）において、重要な基礎資料となります。

2. 対象施設

対象施設は別紙1のとおりです。

3. 官民対話の実施スケジュール

実施要領の公表	令和5年12月1日（金）
官民対話の参加申込、 官民対話の実施（参加申込後順次実施）	令和5年12月1日（金）～ 令和5年12月8日（金）
実施結果概要の公表	令和5年12月中旬公表予定

4. 官民対話の内容

プロポーザルに係る募集要領(案)、仕様書(案)、様式(案)、図面等（以下、「募集要項(案)等」という）を公開し、参入障壁となりうる事項や提案書作成に必要な資料、リスク分担の考え方等について官民対話します。

5. 官民対話の手続き

(1) 官民対話の参加申込

官民対話への参加を希望する場合は、（様式1）参加申込書、（様式2）市提供資料に関する誓約書に必要事項を記入の上、件名を【官民対話参加申込（事業

者名)】として、電子メールにより提出してください。参加資格を判断し、参加の可否を連絡し、図面等の資料を提供します。

その後、プロポーザルに係る資料に対する意見書(様式自由)を作成し、件名を【官民対話意見書提出(事業者名)】として、官民対話の実施日前日までに電子メールにより提出してください。

(ア) 申込受付期間

令和5年12月1日(金)～令和5年12月8日(金)

(イ) 申込先

8. 問い合わせ先参照

(2) 官民対話実施日時・場所の通知

実施日時及び場所(対面又はオンライン)については、参加申込のあった事業者へ電子メールにて連絡します。なお、官民対話は複数回行う場合があります。

(3) 官民対話の実施方法

提出されたプロポーザルに係る資料に対する意見書(様式自由)を基に、事業者から意見を聴取します。

(ア) 実施期間

令和5年12月1日(金)～令和5年12月8日(金)

意見書の提出があり次第、順次実施します。

(イ) 場所

対面、オンライン又は書面で実施します。5.(2)のとおり詳細は事前に連絡します。

(ウ) その他

官民対話は参加事業者のアイデア及びノウハウの保護の為個別に行います。

(4) 官民対話の結果の公表

官民対話の結果は、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。

6. 参加事業者の資格要件等

(1) 参加事業者の条件

(ア) 参加事業者は今後実施する公募型プロポーザルへの応募を前提に、提案内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人、個人事業主又は任意の団体のいずれかの者とし、

(イ) 参加事業者は単独又はグループ(複数の企業・団体の共同体)とし、グループで申し込む場合には、全ての構成員とその役割を明確にしてください。

(2) 参加事業者の要件

参加事業者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とします。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員又はその構成員の統制下にある者でないこと。
- (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」）という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (オ) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていない者であること。

7. 留意事項

(1) 参加事業者の取扱

官民対話への参加は、今後のプロポーザル公募時における評価の対象とはなりません。

(2) 官民対話結果の取扱

本官民対話において提出された意見及びそれに対する市からの回答内容は、今後のプロポーザル公募時において、募集要項・仕様書等の応募書類を補完するものとして公開します。また、事業実施に当たり契約上の疑義が生じた場合、本意見及び回答内容を、解決に当たるための重要な資料として取り扱います。

(3) 費用負担

申込に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加事業者の負担とします。

(4) 提出書類の取り扱い及び特許等

- (ア) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属しますが、提出書類は返却いたしません。
- (イ) 参加事業者の提出書類については、参加事業者の許可を得ずに官民対話の実

施に必要な目的以外で使用することはありません。

(ウ) 申込内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加事業者が負うものとします。

(5) 法令の遵守

参加事業者は、申し込むに当たり、事前に自らの責任において関係法令等を確認し、法令適合のリスクを負うこととします。

(6) 追加対話への協力

本官民対話終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照合含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

8. 問い合わせ先

郵便番号：〒359-8501

住 所：埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

担 当：所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課

電 話：04-2998-9133

F A X：04-2998-9394